

諮問第 号

公の施設を利用する権利に関する処分に係る異議申立てについて

次のとおり公の施設を利用する権利に関する処分に係る異議申立てがあったので、地方自治法第244条の4第4項の規定により、議会に諮問する。

平成28年(2016年)5月 日提出

宝塚市長 中川 智子

1 異議申立人

住所 宝塚市

氏名

2 処分の経緯及び内容

異議申立人は、異議申立人の子を平成28年4月1日から宝塚市立地域児童育成会又は宝塚市立地域児童育成会に入所させるため、宝塚市立地域児童育成会条例第5条の規定に基づき、同年1月12日付け宝塚市立地域児童育成会入所申請書を市長に提出した。市長は、当該地域児童育成会に対する申請数が定員を上回っていたため、申請期間中に提出された申請を審査基準に基づき審査し、それぞれの入所順位を決定した。その結果、市長は、異議申立人の子を待機順位4番目とする処分(以下「本件処分」という。)を決定し、異議申立人に対して同年2月26日付け地域児童育成会入所待機通知書によりその旨を通知した。

3 異議申立てがされた日 平成28年(2016年)3月17日

4 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、審査基準を見直した上で再審査を行い、入所決定処分を求める。

5 異議申立ての理由

本件異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 入所の可否を決定するに当たって、平成28年度の入所に係る審査基準では、児童の保護者が変則就労の場合は、平成27年10月及び11月の勤務日及び勤務時間帯といった就労状況で指数点が計算されているが、月の総勤務時間及び常勤、パート等といった就労形態が参考にされていないため、勤務日及び勤務時間帯が固定されている場合と比べ、不利になることがあり、公平性に欠ける。月の総勤務時間

及び就労形態を考慮して、入所の可否を審査し、決定すべきである。また、兄弟そろっての申込みに対して、兄弟同時入所点数を加算して、同時に入所できるようにすべきである。

- (2) 現行の審査基準は、総勤務時間及び就労形態を考慮しない点で不公平なものであり、また、兄弟入所に関して配慮されていないので、当該審査基準により審査し、決定された本件処分は不当なものである。

異議申立書

平成28年3月9日

宝塚市長 中川 智子様

次のとおり、異議申立を行います

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

2. 異議申立にかかる処分
地域児童育成会入所待機通知書・・・入所待機処分

3. 異議申立にかかる処分を知った年月日
平成28年3月2日

4. 異議申立の趣旨
2. の入所待機通知書における入所待機処分の決定基準の見直しと再審査を求めます。

5. 異議申立の理由
別紙意見書にて

6. 処分庁の教示の有無および内容について
「この決定について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に宝塚市長に対して異議申立をすることができます」と教示がありました。

7. 添付書類
地域児童育成会入所待機通知書（コピー） 1部
意見書 1部



Q

Q

異議申立の理由

平成28年度育成会入所待機になったことに関して、異議申し立てを行います。
当方、夫、妻ともに常勤の正職員で働いております。
夫は月5日（日曜と第二土曜）の休みになりますので、
今回は妻のほうの勤務体制により待機になったようだと言われ、お聞きしました。
妻の勤務は変則労働でして、8時半～17時半が基本勤務になりますが、
そのほか、11時～20時、8時半～20時。
8時半～20時の勤務が発生したときは、
対の勤務として、8時半～14時、14時半～20時が発生します。
月曜～日曜（祝日勤務あり）までの勤務になります。

今回の届け出に関して、日祝勤務及び、8時半～14時までの勤務が響いてるとお聞きしました。
それらの勤務は月によって変動があり、日数は固定されたものではありません。
固定されているのは月9日（2月のみ月8日）の休み、月の総勤務時間のみです。
また希望を出せる休みも月3日までとなっていますので、融通の利くものではありません。

今回、シフトを提出した10、11月のシフトを基に査定されたと聞いております。
宝塚市の査定の制度に関して、指定されたわずか2ヶ月の勤務を基に月の平日の勤務数を
求めることに対して、不服を申し立てます。
なぜ、月の総勤務時間や就労形態（常勤・パート等）を参考にしないのでしょうか？
常勤の変則労働者に対して、市より指定された月のシフトによって不利になることがある
という査定方法には再現性がなく、公平性にかけるよう感じます。

また同時申請の新1年生の子供は入所可能となりましたが、
市によっては、兄弟同時入所の点数もある市があると聞きます。
兄弟により、育成、民間と分かれた際に長期休みの際や非常事態の際の送迎のことを
考えると、現在の勤務状態では難しいと考え、新1年生を民間に切り替えるべきか悩
みましたが、
民間に切り替えればこの1年はずっと民間になりますと言われ、
兄弟ともに強く育成会を希望していますので、新3年生を待機（いければ民間）、新1
年生を育成と
分けることとし、新3年生の待機に関して、異議申し立てを行うこととしました。

常勤で働いていること、休みの日数しか固定されていない変則労働者であることを考慮
していただき、
改めて、早期に育成会入所ができるよう検討していただきますよう、お願いいたしま
す。

平成 28 年 2 月 26 日

(2016 年)

宝塚市長 中 川 智 子



地域児童育成会入所待機通知書

標記の件につきまして、入所申請者数が当育成会の受け入れ可能人数を上回ってしまいました。

保護者の就労状況や家庭の状況等を考慮の上選考しました結果、誠に申し訳ございませんが入所をお待ちいただくことになりましたので、その旨お知らせいたします。

なお、受け入れが可能になりましたら、直ちにご連絡しますので、ご了承の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 児童氏名 [Redacted]
- 2 育成会名称 宝塚市立 [Redacted] 地域児童育成会
- 3 通知番号 [Redacted]
- 4 入所待機順位 通知日現在の待機順位は、 4 番目です。

問い合わせ先

〒665-8665
宝塚市東洋町1-1
宝塚市子ども未来部 青少年課
TEL 0797-77-2030 (直通)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宝塚市長に対して異議申立てをするか、又はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宝塚市を被告として(訴訟において宝塚市を代表する者は、宝塚市長となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宝塚市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立て及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。



諮問第 号

公の施設を利用する権利に関する処分に係る異議申立てについて
異議申立てに対する市長の見解

1 入所決定方法について

地域児童育成会入所児童の決定に当たっては、次のとおり、宝塚市行政手続条例第5条第1項の規定により審査基準を定め、決定している。

(1) 平成28年度入所に係る早期受付は、平成28年1月13日から同月18日までの期間で行い、この期間中の受付分については、定員内であれば全員の入所を決定する。また、この時点で定員を超えている育成会については、次の順序により決定する。

ア 1年生から3年生までと特別支援児についての申込数が、定員内であれば当該児童全員の入所を決定する。定員を超えている場合は、入所申請書類に基づいて地域児童育成会入所審査資料により指数点を算出し、指数の合計点の多い者から順位を定め、入所者を決定する。

イ アの方法により入所を決定した後、入所者が定員に満たない場合は、4年生から6年生までの児童の申込みについて、アの方法により入所者を決定する。

(2) 入所定員の最後の順位において同点者が複数となった場合は、次の方法により入所順位を決定する。

ア 基礎指数点の多い方を上位とする。

イ アの方法で順位が決定しない場合は、勤務日数合計が多い方を上位とする。

ウ イの方法で順位が決定しない場合は、勤務時間の多い方を上位とする。

エ ウの方法で順位が決定しない場合は、片道の通勤所要時間合計の多い方を上位とする。

オ エの方法で順位が決定しない場合は、くじによる。

(3) 入所決定者には、入所決定通知書により通知する。また、上記(1)及び(2)の審査方法により入所待機となった者に対しては、順位を付して入所待機通知を送付する。

2 変則勤務就労者の場合及び兄弟入所の場合の指数点の考え方

平成28年度の入所に係る審査基準における変則勤務の場合の勤務日数の取扱いについては、2年生以上の場合、14時30分以後に勤務を終了する月曜日から土曜日までの日数を合計することとしている。また、勤務時間については、各曜日の勤務時間に応じた指数を合計し、それを勤務日数で割り、平均指数点を算出している。なお、兄弟同時申請については、特段の配慮を行っていない。

3 異議申立人の主張に対する市長の見解

異議申立人は、総勤務時間及び就労形態を考慮すべきと主張するが、市としては、地域児童育成会の基本の開所時間である平日の下校時から17時までの時間帯に留守家庭となる時間がどの程度発生しているかでもって利用の必要性を判断し、入所順位を決定すべきと考えている。また、勤務時間や勤務日が変則である場合は、就労証明書によって記載された内容だけでは判断できず、実際の就労状況を基に判断する必要がある。そのため本市においては、2箇月間の就労状況を提出していただき指数点を算出している。

留守家庭となる時間が同じであれば、就労形態にかかわらず同等の点数とすべきであり、また、変則就労の場合であっても指数点の平均値を算出することにより比較が可能となるため、申立人が主張するように公平性に欠けるとはいえない。

なお、申立人は、兄弟同時申請時の点数加算についても主張しているところであるが、市としては、兄弟同時入所よりも、より低学年の児童と特別支援児の入所を優先すべきと考えており、このような点数加算を採用することは考えていない。

4 結論

以上により、異議申立人の主張にはいずれも理由がないので、本件異議申立ては棄却することが相当である。

地方自治法（抜粋）

【※行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の規定】
（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

第244条の4第1項～第3項 略

- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

宝塚市立地域児童育成会条例（抜粋）

（入所の許可）

- 第5条 児童を育成会に入所させようとする保護者は、毎年度、市長に申請し、その許可を受けなければならない。